

放射光施設利活用促進動画制作業務 募集要領

1 趣旨

この要領は、放射光施設利活用促進動画制作業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び遂行能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 募集事項

(1) 業務の名称

放射光施設利活用促進動画制作業務

(2) 業務の目的

令和6年4月に稼働するNanoTerasuでの測定と、産業技術総合センターでの試料準備及び事前測定等を具体的に映像で紹介することにより、自社の技術課題解決や新製品開発に取り組む県内ものづくり企業の放射光施設の利活用を促進するもの。

(3) 業務の内容

別紙「放射光施設利活用促進動画制作業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(5) 委託料の上限額

金2,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 応募資格

以下のすべてに該当する者のみ、本業務の企画提案に応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所）を有していること。
- (3) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 本業務の募集開始時から企画提案提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の応募資格制限要領（令和6年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (9) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (10) 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有し、本業務を的確に遂行する能力を有すること。

4 スケジュール

- (1) 企画提案募集に係る公告・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年6月13日（木）

- (2) 業務に係る質問受付・・・公告の日から令和6年6月27日（木）午後5時まで
- (3) 質問回答期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年7月4日（木）
- (4) 企画提案書類の提出期限・・・・・・・・・・令和6年7月11日（木）午後5時
- (5) 企画提案に関する選定委員会の開催・・・・・・・・・・令和6年7月23日（火）予定
- (6) 選定結果の通知及び公表・・・・・・・・・・令和6年7月下旬予定
- (7) 契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年8月上旬予定
- (8) 業務完了（委託契約履行期限）・・・・・・・・・・令和7年2月28日（金）

5 質問及び回答

業務委託内容、企画提案を求める内容等の質問については、次のとおりを受け付ける。

- (1) 受付期間 募集開始から令和6年6月27日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法 様式第1号により、「9」の問い合わせ先へ電子メールで提出すること。
なお、電話や口頭等の手段、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法 質問への回答は、令和6年7月4日（木）までに宮城県産業技術総合センターのホームページ上に掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答しない場合がある。

6 企画提案への応募申込

(1) 提出書類

- イ 企画提案応募申込書（様式第2号） 1部
- ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号） 1部
- ハ 会社概要（既存資料で可） 1部
- ニ 企画提案書（任意様式） 8部
 - (イ) カラー、A4両面印刷でページ番号を付すこと
 - (ロ) 別紙仕様書に記載の業務内容を踏まえ、次の項目を含む構成とすること。
本要領2（2）の目的に沿った動画コンテンツのコンセプト、構成及び演出、制作体制、制作スケジュール、類似業務の実績リスト
 - (ハ) 電子メールにより電子データも提出すること。
- ホ 事業経費見積書（任意様式） 1部
 - (イ) A4片面印刷とし、仕様書の項目毎に数量、単位、単価を明示し、費用の内訳と積算根拠がわかるように記載すること。
 - (ロ) 消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(2) 提出期限 令和6年7月11日（木）午後5時まで

(3) 提出方法 電子メール及び持参又は郵送とする

(4) 提出先 「9」の問い合わせ先

(5) 留意事項

- イ 応募は1者1提案とする。
- ロ 提出書類等は返却しない。
なお、提出書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- ハ 表紙には、企画提案を行う業務名称と提案事業者名を記入すること。
- ニ 提出後の書類の差し替えは認めない（県が修正等を求める場合を除く）。
- ホ プレゼンテーションの際にサンプル動画の使用を希望する場合は、書類提出時に担当職員に申し出、SDカード又は指定のストレージサービス（Sendfile）により動画ファイルを提出すること。
- ヘ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

- (イ) 本要領3の応募資格のいずれかを満たさなくなったとき。
 - (ロ) 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
 - (ハ) 提出書類に不備があったとき（軽微な不備を除く）。
 - (ニ) 見積額が、本要領2（5）の委託上限額を上回っているとき。
 - (ホ) 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要領の定め違反する記載があったとき。
 - (ヘ) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - (ト) その他不正な行為があったとき。
- ト この企画提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- チ 提出された企画提案書は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することがある。

7 企画提案書の審査

- (1) 選定委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びその質疑応答の総合評価により評価を行う。
- なお、企画提案者が多数の場合には、あらかじめ提出書類による予備審査を行い、上位5者を選抜し提出書類及びプレゼンテーションによる本審査を行う。
- (2) 各委員の評価点の合計が満点の6割以上で、かつ、評価点が高い順に付けた評価点順位の合計が小さい企画提案者から順に順位を決定する。評価点順位の合計が同点1位の場合は、当該企画提案者を評価点順位第1位とした委員数が多い企画提案者を、更に評価点順位第1位とした委員数が同数の場合は、各委員の評価点の総合計が高い企画提案者を第1位とし、委託候補者として選定する。
- (3) 選定委員会は、以下のとおり開催する。
- イ 日時（予定） 令和6年7月23日（火）
 - ロ 場所（予定） 宮城県産業技術総合センター
- ※ 日時及び場所の詳細については、別途企画提案者に通知する。
- ハ 実施方法
- ・ 企画提案者1者当たりの持ち時間は20分以内（説明10分以内、質疑応答10分以内）を予定している。
 - ・ 事前に提出された企画提案書を用いてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。
 - ・ プレゼンテーションの際にサンプル動画の使用を希望する場合は、企画提案書類提出時に担当職員に申し出、SDカード又は指定のストレージサービス（Sendfile）により動画ファイルを提出すること。
- (4) 審査項目及び配点（100点満点）は以下のとおりとする。

審査項目及び配点	審査の視点
動画の企画内容 【70点】	①本業務の趣旨及びナノテラスの機能や産業利用の利点を理解し、単なる施設の紹介ではなく、地域企業に対するナノテラスの理解を深め、利用を促す目的であることを理解した企画書となっているか。 ②企画提案内容は仕様書にあらかじめ指定した内容が含まれており、メインのターゲット層である地域企業のエンジニアに分かりやすく、興味を引く構成になっているか。 ③地域企業のエンジニア以外の層にも理解しやすい工夫がなされているか。 ④独自性のある工夫が凝らされているか。

<p>業務遂行の実現性 【30点】</p>	<p>①人員、設備、技術等について、企画提案内容の業務を実施する体制が整っているか。 ②類似業務実績を有するなどの業務経験を有しているか。 ③経費見積額は、積算根拠が妥当であり、業務内容と整合が取れており妥当か。</p>
---------------------------	--

- (5) 選定結果については、各提案者に書面で通知するとともに、各提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

なお、選定結果に関する質問には応じないものとする。

8 契約手続

- (1) 審査会で選定された提案者を委託候補者とする。
- (2) 委託候補者と発注者は、企画提案の内容を基にして、契約内容、仕様、委託料の支払方法、事業の運営、実施体制等についての詳細を協議する。
- (3) 契約に当たっては、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。
- (4) 随意契約の手続により見積書を提出する際には、発注者が指定する区分の内訳書を併せて提出すること。
- (5) 契約に当たっては、委託候補者との調整により前金払について契約書に記載することができるものとする。
- (6) 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮城県財務規則第114条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (7) 委託候補者として選定された者が委託契約を辞退した場合には、企画提案の審査で次点の評価を受けた者と契約の交渉を行う場合がある。

9 問い合わせ先

宮城県産業技術総合センター 企画・事業推進部 企画・知財班

〒981-3206 仙台市泉区明通二丁目2番地

TEL：022-377-8700 FAX：022-377-8712

電子メール：itim-p@pref.miyagi.lg.jp